

令和6年度青森市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森市のスポーツ指導者を確保・育成し、子どもから高齢者、障がいのある方まで誰もが気軽にスポーツ活動に参加できる機会の充実を図るため、スポーツ指導者の資格を取得した市民に対して、当該年度の予算の範囲内で助成金を交付し、もって青森市のスポーツ活動推進の環境づくりに資することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 申請時に青森市に在住する者
- (2) 市内を活動の拠点とする地域のスポーツクラブ等に所属している者
- (3) 資格取得に必要な講習等（以下「講習等」という。）を修了し、令和6年度に各資格の公認団体に指導者として登録された者
- (4) 青森市及びスポーツコミッション青森（以下「SC青森」という。）の要請に応じて、青森市及びSC青森が関与するスポーツ振興事業等の指導者や補助員として協力ができる者
- (5) 職業スポーツ従事者でない者

(助成金の額)

第3条 助成金の交付の対象となる経費、対象資格、助成金の額は、次表のとおりとする。

| 対象資格 | 対象経費 | 助成金の額 |
|-----------------------------------|--|--------------------------------|
| (1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認コーチ1 | 講習等の受講料、テキスト代及び資格公認団体への指導者登録に係る | 対象経費の2分の1以内の額とし、20,000円を上限とする。 |
| (2) 公益財団法人日本サッカー協会公認C級コーチ | 登録料及び申請・認定料。ただし、対象資格欄中(2)の受講料・テキ | |
| (3) 公益財団法人日本バスケットボール協会公認C級コーチ | スト代においては、公益財団法人日本サッカー協会規定の金額（2024 | |
| (4) 公益財団法人日本パラスポーツ協会公認初級パラスポーツ指導員 | 年4月2日時点で18歳以上の者：27,500円、2024年4月2日時点で18歳未満の者：5,500円）を対象経費とする。 | |

(助成金の交付申請)

第4条 令和6年度に助成金の交付を受けようとする者は、令和7年2月28日までに、令和6年度青森市スポーツ指導者資格取得助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、SC青森会長（以下「会長」という。）に申請しなければ

ならない。

- (1) 講習等の受講又は修了及び資格取得を証明する書類
- (2) 前条に定める対象経費の領収書の写しまたはそれに準ずる書類
- (3) 競技団体等の推薦書（様式第2号）
- (4) 青森市及びSC青森からの協力要請に対する承諾書（様式第3号）
- (5) その他会長が必要とする書類

（交付決定通知）

第5条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の受給資格があると認定したときは令和6年度青森市スポーツ指導者資格取得助成金交付決定兼交付額確定通知書（様式第4号）により、受給資格がないと認定したときは令和6年度青森市スポーツ指導者資格取得助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に対し通知するものとする。

（制度の利用回数）

第6条 助成金の交付を受けることができる回数は、一人1回までとする。

（交付決定の取消等）

第7条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第2条に定める要件に該当しないことが判明したとき。
- (2) 指導者として不相当と認められる事実が判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他会長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

（実施期日等）

この要綱は、令和6年5月22日から実施し、同年4月1日から適用する。